

平成29年度医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品 実証実験促進事業（試作機実証実験支援）実施要領

（総則）

第1条 医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金交付要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

（公募）

第2条 福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という。）は、一定の期間を設けて、当該事業の助成を受けようとする事業者（グループを含む。以下同様。）を公募する。

（提案書の提出）

第3条 本事業の助成を希望する事業者は、あらかじめ振興会議の会長（以下「会長」という。）が定める期間内に「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）提案書」（様式第1号）を提出するものとする。

（助成の対象事業）

第4条 この事業では、医療・介護・福祉、環境・エネルギー、食品・農業等に関する社会システム分野における作業の効率化、省力化または軽労化等に資するロボットや先端半導体関連製品を対象とする。

2 助成の対象事業は次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 現時点では需要が顕在化していない、あるいは顕在化の途上であり、今後の需要の拡大が見込まれるものであること。
- (2) プロトタイプ機が完成し、安全性が確認されている機器による実証実験であること。
- (3) 実証実験の目的が明確であること、かつ、それを達成する適正な計画であること。
- (4) 医療・介護・福祉分野などで被保険者を対象とした実証試験については実証実験先の倫理審査会等の承認を得ること。
- (5) 実証実験の内容は保険の適用を受けられるものである場合は、当該保険に加入すること。
- (6) 県内において実施される実証実験であること。ただし、福岡県ロボット・システム産業振興会議会長（以下「会長」という。）が認めるものについてはこの限りでない。

(審査)

第5条 医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業提案書等の審査については、別に定める助成金交付対象者選定要領によるものとする。

(内定の通知)

第6条 会長は、前条の審査結果を踏まえ、本事業の助成を希望する事業者の中から採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業者に対しては医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業助成交付内定通知書により通知するものとする。

(助成金の精算)

第7条 助成金の支払いは、精算払いを原則とする。ただし、会長が認める場合は、概算払いも可能とする。

(概算払い)

第8条 概算払いの総額は、助成金決定予定額の75%を超えない額とする。ただし、会長が認める場合は、この額を超えて支払うことができる。

(その他)

第9条 その他、本要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月2日から実施する。